

仕 様 書（七尾・穴水地区） 2

1 件 名

「令和7年度 石川労働局管内で使用するレンタカーの借上げ（七尾・穴水地区） 2」
（穴水労働基準監督署）

2 契約内容

契約期間：令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

内 容：下記3の使用条件によるレンタカーの借上げ費用（納車（配車）（以下、「納車」という。）・引上げ費用を含む）、これに伴う自動車損害賠償保険（任意保険）費用及び自動車維持管理費用（自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）費用を含む。）の総価。
※レンタカーの納車方法は、契約期間一括リース（使用日は別添カレンダーのとおり）とする。

3 レンタカー使用条件

◇使用施設

穴水労働基準監督署（鳳珠郡穴水町川島キ84 穴水地方合同庁舎）

◇車種、台数、仕様、燃料の取扱い

車種及び台数：乗用自動車（5人乗り小型乗用車）1台 ※貨物車不可

仕 様：ハイブリッド（ガソリン）車、AT又はCVT、乗用定員5名、四輪駆動、最低地上高170mm以上、ABS、運転席・助手席デュアルエアバック、集中ドアロック、パワーウィンドウ、エアコン、カーナビゲーション、ドライブレコーダー、スタッドレスタイヤ装着（冬期）

※燃費、排出ガス基準は、グリーン購入法第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）で示すガソリン乗用車の調達基準（抜粋）」を参照すること。

燃料の取扱い：燃料満タンの状態で納車すること（引上げ時は発注者が満タンとする。）

◇使用日、使用時間

使 用 日：別添のカレンダーのとおり 241日間（別添カレンダーの斜線のない表示日）

使用時間：原則8時30分～17時15分（業務の都合により、使用時間が8時30分～18時00分程度となる場合有り。）

◇レンタカーの納車・引上げ

本調達は、契約期間を通してリース（使用日は前項のとおり）するため、納車・引上げは原則以下のとおりとする。（ただし、使用日以外の日も発注者側で駐車可能であるため、納車・引上げ方法の詳細について相談に応じるもの。）

・ 納 車：毎週月曜日の午前8時50分までに穴水労働基準監督署へ直接納車すること。

ただし、月曜日が使用日でない場合には、その直後の使用日に納車すること。

・ 引 上 げ：毎週金曜日17時15分以降に引き上げること。

ただし、金曜日が使用日でない場合には、その直前の使用日に引き上げること。

※前項に記載のとおり、業務の都合により、使用時間が8時30分～18時00分程度となる場合があるため、納車・引上げ時刻についての個別要望に応じること。

◇レンタカー使用者（運転者）

運転者：穴水労働基準監督署の職員及び非常勤職員

◇請負者において加入する保険

- ①自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）
 - ②自動車損害賠償保険（任意保険）
 - 対人保険：無制限
 - 対物保険：無制限（免責補償制度加入 免責額 0 円）
 - 車両保険：時価（免責補償制度加入 免責額 0 円）
- ※免責補償制度加入とする。

4 再委託

- ◇本業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- ◇本事業の一部を再委託する場合には、「再委託に係る承認申請書」を提出し承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が 50 万円未満の場合はこの限りでない。
- ◇再委託先を変更する場合には、「再委託に係る変更承認申請書」を提出し承認を受けなければならない。
- ◇再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、「履行体制図」を提出しなければならない。

5 その他

- ◇請負者は、納車までに車両番号（ナンバー）を石川労働局総務部総務課へ必ず連絡すること。
- ◇事故による車両移送費用は、発注者の負担とする。
- ◇レンタカー使用中の事故による営業補償の一部としてのノンオペレーションチャージは、発注者の負担とする。
- ◇事故又は故障等により、レンタカーの使用ができなくなった場合は、速やかに代替のレンタカーを配車すること。
- ◇使用者が消費した燃料にかかる費用は、発注者の負担とする。
- ◇使用中のタイヤパンク、ホイールキャップの紛失に伴う復旧費用は、発注者の負担とするが、それ以外の自動車維持管理費用は、見積もり金額に含むものとし、請負者の負担とする。
- ◇請負者の事情により、上記 3 に定める原則によらずにレンタカーを納車・引上げする場合において、発注者はレンタカー使用日以外の管理責任を負わないこととする。
- ◇その他詳細は、別途定める契約書及び請負者となるレンタカー業者の貸渡約款に基づき決定するものとする。
- ◇見積もりは、本調達（借上げ費用（納車・引上げ費用を含む）、これに伴う自動車損害賠償保険（任意保険）費用及び自動車維持管理費用（自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）費用を含む。））にかかる総額を見積もること。なお、請負者となった者は、月ごとの内訳を速やかに石川労働局総務部総務課へ提出すること。
- ◇代金は毎月末締めとし、翌月 10 日までに「官署支出官 石川労働局長」宛てに請求すること。発注者は、適正な請求書受領後 30 日以内に指定する口座に振り込むものとする。

【別添カレンダー】

令和 8 年 4 月							21日間
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30			

令和 8 年 5 月							18日間
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	
31							

令和 8 年 6 月							22日間
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30					

令和 8 年 7 月							22日間
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

令和 8 年 8 月							20日間
日	月	火	水	木	金	土	
						1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31						

令和 8 年 9 月							19日間
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30				

令和 8 年 10 月							21日間
日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

令和 8 年 11 月							19日間
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30						

令和 8 年 12 月							20日間
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

令和 9 年 1 月							19日間
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	
31							

令和 9 年 2 月							18日間
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28							

令和 9 年 3 月							22日間
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31				

合計 241日間

**グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)及び環境物品等の調達の
推進に関する基本方針(令和7年1月28日閣議決定)で示す乗用車の調達基準(抜粋)**

次の要件を満たすこと。

- ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準(ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。)に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、ウ. に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。
 - イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。
- ※「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

表1 ガソリン自動車にかかる排出ガス基準(WLTC モード)

区分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1.15g/km 以下	0.05g/km 以下	0.025g/km 以下

※粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

表2 ガソリン乗用車に係る JC08 モード燃費基準

区分	燃費基準値 (ガソリン)
車両重量が 741kg 未満	24.6km/L 以上
車両重量が 741kg 以上 856kg 未満	24.5km/L 以上
車両重量が 856kg 以上 971kg 未満	23.7km/L 以上
車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	23.4km/L 以上
車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	21.8km/L 以上
車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	20.3km/L 以上
車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	19.0km/L 以上
車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	17.6km/L 以上
車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	16.5km/L 以上
車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	15.4km/L 以上
車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	14.4km/L 以上
車両重量が 1,871kg 以上 1,991kg 未満	13.5km/L 以上
車両重量が 1,991kg 以上 2,101kg 未満	12.7km/L 以上
車両重量が 2,101kg 以上 2,271kg 未満	11.9km/L 以上
車両重量が 2,271kg 以上	10.6km/L 以上

備考)「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

ウ. 乗用車に係る燃費基準値

乗用車に係る燃費基準値(WLTC モード燃費値)の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE: 燃費基準値(km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M : 車両重量(kg)

α : 燃費基準達成率であって 0.7

β : 燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74